

令和 6 年度国民健康保険税

国民健康保険は病気やけがをしても安心して治療を受けられるよう、加入者の皆さんで保険税を出し合い医療費に備える制度です。

◇令和6年度税制改正に伴う変更

①課税限度額の引き上げ（別表①）

②軽減判定所得基準額の見直し（別表②）

世帯主および被保険者全員の前年の所得金額が、一定金額を超えない世帯に適用される軽減判定の所得基準額が変わります。

※所得の確認ができない（申告をしていない）方がいる世帯は軽減が適用されません。

●別表②

軽減割合	軽減対象の世帯所得基準額	
	改正後	改正前
7 割	変更無し	43万円＋ {10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下
5 割	43万円＋(29.5万円×被保険者数等の合算数)＋ {10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	43万円＋(29万円×被保険者数等の合算数)＋ {10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下
2 割	43万円＋(54.5万円×被保険者数等の合算数)＋ {10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下	43万円＋(53.5万円×被保険者数等の合算数)＋ {10万円×(給与所得者等の数－1)} 以下

◇納税通知書の発送

令和6年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。第1期納期限は7月31日(木)です。期限内納付にご理解とご協力をお願いします。保険税の税率や計算方法等は、納税通知書と同封の国民健康保険税のしおりをご確認ください。

▶納付方法

口座振替または納付書の裏面に記載されている金融機関やコンビニエンスストアのほか、スマホ決済、地方税お支払いサイトでの納付も可能です。

※スマホ決済および地方税お支払いサイトでは領収証は発行されません。

▶特別徴収から普通徴収に変更となる場合

昨年度において特別徴収（年金からの天引き）により納付いただいていた方でも、今年度から普通徴収（納付書または口座振替による納付）に変更となっている場合がありますので、必ず納税通知書をご確認ください。

◇保険税の軽減・免除制度

申請により保険税が減額または免除されることがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。いただくか、問い合わせください。

〈非自発的離職者の軽減〉

会社の倒産や雇止めなど、非自発的な理由により離職した方の保険税が軽減されます。

▶対象＝次のすべてに該当する方

- ・非自発的理由により離職し、離職の時点で65歳未満であること
- ・公共職業安定所（ハローワーク）が発行する雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、次

●別表①

区 分	課税限度額	
	改正後	改正前
医療分	変更無し	65 万円
支援金分	24 万円	22 万円
介護分	変更無し	17 万円
年間税額	106 万円	104 万円

の離職理由コードに該当する方（11・12・21・22・23・31・32・33・34）

※高齢受給資格者証または特例受給資格者証をお持ちの方は対象となりません。

▶軽減内容＝対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定

▶対象期間＝離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間

▶申込方法＝雇用保険受給資格者証を持参の上、市民課または白里出張所で申請

〈産前産後期間の免除制度〉

国民健康保険の加入者で妊娠85日（4か月）以上の出産をした（する）方の保険税が、一定期間免除されます（死産・流産・早産を含む）。出産（予定）日の6か月前から申請できます。

▶免除対象期間

- ・単胎妊娠＝出産（予定）日が属する月の前月から4か月分
- ・多胎妊娠＝出産（予定）日が属する月の3か月前から6か月分

▶申込方法＝母子健康手帳、本人確認書類を持参の上、税務課で申請

〈その他の減免制度〉

世帯主および被保険者が特別な事由に該当し、一定の要件を満たす場合、申請により保険税が減額または免除されることがあります。（例＝世帯員全員が生活保護法による生活保護を受ける場合、災害による被災のため生活が著しく困難と認められる場合、刑務所や少年院等に拘禁または収容されている場合 など）

☎・☎ 税務課市民税班

☎0475(70)0321

保険証の1斉更新 ～保険証は大切に～

国民健康保険および後期高齢者医療の保険証は、8月に更新されます。

新しい保険証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日(木)からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた保険証は市役所に返却するか、はさみで裁断するなどして処分してください。

1人1枚のカード式になっていますので、携帯に便利ですが紛失する方も増えています。重要なものですので大切に

管理してください。

▼新しい保険証の色

・国民健康保険Ⅱ桃色

・後期高齢者医療Ⅱ緑色

▼新しい保険証の有効期限Ⅱ

令和6年8月1日(木)から1年間

※令和7年7月31日(木)までに75歳になる方を除く。

◇マイナンバーカードと保険証の一体化について

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、12月2日(月)以降は現行の保険証が新規発行されなくなります。今回郵送する新しい保険証は、12

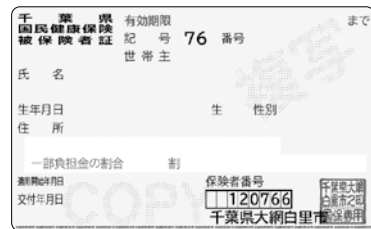
月2日(月)以降も保険証に記載されている有効期限まで使用できますので、処分せずにお持ちください。なお、12月2日(月)以降、マイナ保険証をお持ちでない方には、新しい保険証の有効期限が切れる前に、保険証に代えて使用できる、「資格確認書」を交付する予定です。

☎市民課国保班

☎0475(70)0334

☎市民課高齢者医療年金班

☎0475(70)0336



▲国民健康保険被保険者証(新)



▲後期高齢者医療被保険者証(新)

ねんきんナビ

国民年金保険料の免除申請を受け付けています

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付の免除・猶予を申請することができます。

未納が続くと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合がありますのでご注意ください。

令和6年度の免除申請等は、7月1日(月)から受け付けています。対象期間は、令和6年7月～令和7年6月です。

また、免除については、過去2年（申請月の2年1か月前の月分）まで遡って申請ができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたことなどにより未納期間がある方は、市民課高齢者医療年金班または年金事務所で手続きが必要です（郵送による申請も可能です）。

▶申請に必要なもの＝本人確認できるもの、基礎年金番号がわかるもの

※失業等で申請を行う方は、雇用保険受給資格者証（雇用保険被保険者離職票）等を持参してください。

●「納付・免除・猶予の対応をした場合」と「未納の場合」とでの年金受給の際の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予(注3) (学生納付特例)	未納
年金の受給資格期間に・・・	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に・・・	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1・2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べた「受け取る年金額の割合」(平成21年4月以降の免除期間)

●全額免除の場合：2分の1 ●4分の3免除の場合：8分の5

●半額免除の場合：8分の6 ●4分の1免除の場合：8分の7

(注2) 一部免除は、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。
(注3) 平成28年7月1日より、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

☎・☎千葉年金事務所 ☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

令和 6 年度後期高齢者医療保険料額が決定します

令和6年度の後期高齢者医療保険料額について、7月中旬に決定通知書を発送します。

なお、昨年度に年金から天引きで納付いただいた方でも、今年度から納付書での納付または口座振替に変更となっている場合がありますので、必ず決定通知書をご確認ください。

▶保険料額(千葉県内のすべての市町村で同率)

- ・所得割率＝9.11% (令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の場合、8.45%)
- ・均等割額＝43,800円
- ・賦課限度額＝80万円 (生年月日が昭和24年3月31日以前の方等は73万円)

※保険料の軽減等の詳しい内容については、7月中旬に郵送する保険証と同封のご案内をご覧ください。

※申告書を提出した時期等によっては、税情報を利用する保険料の算定への反映が間に合わない場合があります。この場合、8月以降、税情報が確認できた後に変更の通知等が送付されます。

☎千葉県後期高齢者医療広域連合

☎043(308)6768

市民課高齢者医療年金班

☎0475(70)0336

不法投棄は犯罪です。絶対に行わないでください。土地を所有する方は、草刈りやごみ拾い、フェンスやロープの設置などにご協力ください。

☎地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386